

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医等の登録

飼料の試験の結果の概要

保安林の指定の解除予定

漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意につ
いての適否の決定

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第五百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭
和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
土 屋 均	鳥医第三、〇八一号	昭和五十九年六月二十八日
中 山 エリカ	鳥医第三、〇八二号	"
三 好 佐和子	鳥医第三、〇八三号	"
山 口 孝子	鳥医第三、〇八四号	"
安 岐 敏行	鳥医第三、〇八五号	"
服 部 協子	鳥医第三、〇八六号	"
上 原 信生	鳥医第三、〇八七号	昭和五十九年六月二十九日
高 田 峰代	鳥薬第五四二号	"

鳥取県告示第五百三十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第

三十五号)第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 岡 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	DCP		TDN	ME	その他検査
境港市協同組合境港ハイ・ミール	境港市昭和町12～11協同組合境港ハイ・ミール	フイツシュミール	59.6	73.0	—	—	13.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
境港市山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町3743-1山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料青雛用飼料	59.6	18.8	3.8	3.5	5.9	1.11	0.76	—	—	—	—	—	—	—	2,860
		くみあい標準配合飼料成鶏用エツグマツシュ17	59.6	17.6	4.8	2.7	10.1	3.05	0.72	—	—	—	—	—	—	—	2,800
		くみあい配合飼料成鶏用スターレイヤー17	59.6	17.7	5.4	2.6	10.6	3.20	0.68	—	—	—	—	—	—	—	2,810
		くみあい二種混合飼料細目	59.6	8.7	—	—	1.7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料ニムートソニスB	59.6	16.6	4.2	2.0	4.1	0.67	0.52	—	—	—	—	—	—	—	—
		くみあい配合飼料種豚用S	59.6	15.8	3.3	4.1	4.6	0.77	0.54	—	—	—	—	—	—	—	12.7
		くみあい配合飼料マイトC	59.6	16.1	4.4	2.2	4.0	0.60	0.54	—	—	—	—	—	—	—	13.1
																	78.1

注 1. 飼料の名称の欄中「㊦」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第五百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字今西字大平ラ一三二六の一・一三二六の二・一三二
九・一三二九次二・字鷹巣谷一三三一・一三三二の一・一三三二の二・
字桃栗谷一三四四の一・字平ラ谷一三四六の二・一三四六の三・字小吸
谷一三五一の二・字大吸谷一三五四の二・一三五四の一五（以上一三筆
について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百三十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第一百八条の二第四項

において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届
出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係
る同意については、審査した結果同法第八十条の二第二項に規定する要件
に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第五十五条の二
第四項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
泊加入区	漁業災害補償法第一百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第五百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年十二月二十一日 鳥取県指令受米土維第九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字大沢五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区土橋町七一

日本道路公団広島建設局

局長 時乗 浩

鳥取県告示第五百三十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年四月二十七日 鳥取県指令受米土維八第二百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ拾

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八六五

井上 廣

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

昭和五十九年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和五十九年七月二十五日（水）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 1 鳥取県議会議員補欠選挙について

2 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙について

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二條第一項の規定による政治団体の収支に關する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十九年七月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和57年1月1日から同年12月31日まで

政治団体の名称 盛田五郎後援会

報告年月日 昭和59年6月20日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 296,380円

ア 前年繰越額 296,380円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 296,380円

2 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 296,380円

合 計 296,380円

期間 昭和58年1月1日から同年12月31日まで

政治団体の名称 盛田五郎後援会

報告年月日 昭和59年6月20日

収入・支出の総額

1 収入総額

2 支出総額

0円

0円